

## 平成22年三条市議会第6回定例会請願文書表

受理番号	第 6 号	受理年月日	平成22年12月13日
件 名	容器包装リサイクル法の改正と再利用促進の法律制定を求める請願		
紹介議員	阿部銀次郎君 島田伸子君 藤田博史君 山田富義君 武藤元美君 野崎正志君 西川哲司君		
請 願 文			
<p><b>【請 願 理 由】</b></p> <p>2006年に改正された容器包装リサイクル法は、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目の附帯決議が採択されるなど、多くの課題を抱えたまま成立しました。</p> <p>このため、ごみ排出量は高止まりのまま、環境に良いリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装がいまだに使われているのが実態です。</p> <p>自治体が税金を使って分別収集しているため、容器包装を選択した事業者はリサイクル費用の負担が少なく、発生抑制や環境配慮設計について真剣に取り組もうとするインセンティブ(誘因)が働かないのです。今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。諸外国の先進的な取組では、ホテル等での使い捨て用品の無償提供禁止やペットボトル入りの飲料水の調達を禁止する自治体が登場しています。</p> <p>我が国においても一日も早く、廃棄物ではなく資源の有効活用と位置付け、持続可能な社会へ転換するため、次の事項を基本とする容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を関係機関に提出して下さるよう請願いたします。</p> <p><b>【請 願 事 項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現在の容器包装リサイクル法では、市町村の負担(市民の税金)が増大するばかりであるため、役割分担を見直し、分別収集や選別保管の費用を製品の価格に内部化していただきたい。</li> <li>2 リデュース、リユースを促進するため、次のような様々な制度を容器包装リサイクル法の中で法制化していただきたい。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) レジ袋など使い捨て容器の無料配布を禁止する。</li> <li>(2) 経済的な優遇措置により、リユース容器利用事業者の不公平を是正し、リユース容器の普及を促す。</li> <li>(3) 容器包装と同じようにリサイクルできる分別収集袋やクリーニング袋等も容器包装リサイクル法の対象に加える。</li> </ol> </li> <li>3 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制化していただきたい。</li> </ol>			

付託委員会

市民福祉常任委員会